

令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格審査（格付）について

1 格付対象業種及び技術者要件等

業種	格付	技術者基準	許可区分	雇用保険 社会保険	総合点数 基準	発注標準金額
土木	S	12人(5人)	特定	加入	1,120点以上	4千万円以上
	A	5人(2人)			900~1,119点	3千万円以上2億円未満
	B				720~899点	1千万円以上3千万円未満
	C				719点以下	1千万円未満
建築	S	9人(5人)	特定		1,040点以上	4千万円以上
	A	4人(2人)	特定		900~1,039点	3千万円以上2億円未満
	B				680~899点	1千万円以上3千万円未満
	C				679点以下	1千万円未満
電気	A	6人			870点以上	1千万円以上
	B				710~869点	5百万円以上1千万円未満
	C				709点以下	5百万円未満
管	A	4人			740点以上	1千万円以上
	B				635~739点	5百万円以上1千万円未満
	C				634点以下	5百万円未満
舗装	A	5人(※)			920点以上	1千万円以上
	B				710~919点	2.5百万円以上1千万円未満
	C			709点以下	2.5百万円未満	

注1) 技術者基準の()書きは1級の技術者。なお、舗装(※)は申請日現在における舗装工事特別技術職員数基準を満たすもの。

【舗装工事特別技術職員数基準】(いずれか一つ)

1級舗装施工管理技術者	1名
2級 "	2名
1級建設機械施工技士	1名
2級 " (第3種, 第4種, 第5種)	1名

注2) 許可区分の「特定」は、建設業法第15条に規定する特定建設業許可を指す。

注3) 新規に入札参加の資格を得た業種について格付けをする場合は、当該格付等級の1等級下位の等級に格付けする。

注4) 格付等級が前回格付等級の2等級以上上位又は下位の等級になる場合は、今回格付等級の1等級下位又は上位の等級に格付けする。

注5) 格付等級が前年度の格付等級より上位の等級となる者で、資格審査の申請において上位の等級への格付けを希望しなかった場合は、前年度と同等級に格付する。

2 社会保険等への加入（建設工事及び建設コンサルタント業務）

業種、格付等にかかわらず、全ての者に対して、審査基準日時点で社会保険等の加入を条件とする（適用除外の者を除く。）。

3 有資格者名簿の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 技術等評価項目

別表のとおり県内業者（建設業法における主たる営業所を県内に有する者）に対し技術等評価を行う。

5 技術等評価

項 目	数 値										
<p>工事成績</p> <p>格付対象工事の種類毎の工事成績（茨城県土木部、農林水産部及び企業局が発注した、当該建設業者の過去4年度（平成28年4月1日から令和2年3月31日までに竣工したもの）における1件250万円以上の工事の工事成績の平均点数及び工事件数とする。この場合において、共同企業体（以下「JV」という。）が完成した工事の点数及び件数は、当該JVの各構成員の数値として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1又は2により算出する数値</p> <p>1 平均点数が65点以上の者については、次式により算出する数値（工事の種類毎に算出）</p> $\left(\left(\text{工事成績の平均点数} - 65 \right) \times \text{補正係数} \alpha \right) \times 10 \text{点}$ <p>《補正係数α》</p> <table border="1" data-bbox="810 629 1161 837"> <thead> <tr> <th>受注件数</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2～4件</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>5～8件</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>9件以上</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表内の件数は過去4年度の工事件数の合計</p> <p>2 平均点数が65点未満である者については、次式により算出する数値（工事の種類毎に算出）</p> $\left(\text{工事成績の平均点数} - 65 \right) \times 10 \text{点}$ <p>注1）平均点数は小数点第2位以下切捨てとし、算出した数値は、小数点以下切捨てとする。</p> <p>注2）工事成績の対象とならない工事の件数については含まない。</p>	受注件数	係数	1件	1	2～4件	1.01	5～8件	1.02	9件以上	1.03
受注件数	係数										
1件	1										
2～4件	1.01										
5～8件	1.02										
9件以上	1.03										
<p>優良工事表彰</p> <p>格付対象工事の種類毎の茨城県建設業者表彰規程（昭和33年茨城県告示第307号）に基づく知事表彰、茨城県建設業者表彰規程に準ずる建設業者の取扱い要領に基づく部長表彰及び茨城県企業局建設業者表彰規程（平成14年茨城県企業局告示第1号）に基づく企業局長表彰の受賞件数（平成31年度から令和2年度の受賞件数とする。この場合において、JVが受けた受賞件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 知事表彰の受賞実績のあるものについては、次式により算出する数値</p> $\text{受賞件数} \times 30 \text{点}$ <p>2 部長表彰又は企業局長表彰の受賞実績のあるものについては、次式により算出する数値</p> $\text{受賞件数} \times 10 \text{点}$ <p>注）算出した数値の合計が50点を超える場合は50点とする。</p>										

項 目	数 値
<p>技術者の確保・育成</p> <p>1 格付対象工事の種類毎の技術者数（総合評定値通知書に記載された数に限る。）</p> <p>2 CPDS，建築CPDの一定の学習履歴を有している職員の在籍状況及び取得ユニット又は単位数</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 総合評定値通知書に記載された技術者について，次式により算出する数値の和</p> <p>(1) 監理技術者の数×3点</p> <p>(2) 一級技術者（(1)で評価された者を除く。）の数×2点</p> <p>(3) 登録基幹技能者の数×1点</p> <p>2 申請日現在において，継続学習制度（CPDS又は建築・設備CPD）の学習単位を取得している技術者が在籍している場合に加点。さらに，その取得ユニット又は単位を取得している技術者全員の取得ユニット又は単位数の合計値に応じて加点。</p> <p>対象は，平成30年11月1日から令和2年10月31日の間に取得したユニット又は単位とする。</p> <p>(1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における学習単位を取得している技術者（土木施工管理技士）を在籍させている場合に3点を加える。</p> <p>また，技術者の取得ユニット数に応じて10ユニットにつき1点（加点対象業種は，土木及び舗装とする）。</p> <p>(2) 建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における学習単位を取得している技術者を在籍させている場合，3点。また，技術者の取得単位数に応じて10単位につき1点（加点対象業種及び資格区分は下記のとおり）。</p> <p>建築：建築士，建築施工管理技士</p> <p>電気：建築設備士，電気施工管理技士</p> <p>管：建築設備士，管工事施工管理技士</p> <p>注1）1において算出した数値の合計が40点を超える場合は40点とする。</p> <p>注2）2において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。</p>
<p>労働安全衛生</p> <p>申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入状況</p>	<p>加入している者に対して5点</p>

項 目	数 値
<p>指名停止</p> <p>茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年施行）に基づく指名停止措置の件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指名停止措置の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 2週間の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－5）</p> <p>2 2週間を超え1ヶ月以下の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－10）</p> <p>3 1ヶ月を超えて指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×指名停止措置の月数×（－5）＋（－5）</p>
<p>監督処分</p> <p>1 建設業法第28条に基づく指示又は営業停止の件数及び法第29条に基づく許可取消に相当すると認められる件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指示又は営業停止の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p> <p>2 経営事項評価点で評価されていない監督処分歴（平成30年度及び令和元年度中に受けたものに限る。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 以下の（1）～（5）により算出する数値の和</p> <p>（1）指示処分を受けた実績については、次式により算出する数値 指示処分の件数×（－10）</p> <p>（2）30日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－20）</p> <p>（3）30日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－30）</p> <p>（4）90日以上90日以上の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－40）</p> <p>（5）許可取消に相当すると認められる実績については、次式により算出する数値 許可取消に相当すると認められる件数×（－40）</p> <p>2 以下の（1）及び（2）の和</p> <p>（1）指示処分 －21点</p> <p>（2）営業停止 －43点</p>

項 目	数 値
<p>社会貢献活動</p> <p>1 資格審査の基準日現在における、茨城県（出先機関を含む。）又は茨城県以外の自治体等と防災活動（防疫活動を含む。）に関する協定への協力状況</p> <p>2 平成30年度及び令和元年度において、茨城県との防災協定に基づく要請により実際に行った防災活動の状況（資材費等以外は無償の活動に限る。）</p>	<p>以下の1及び2の和</p> <p>1 以下の（1）及び（2）のいずれかに該当するものに加点。重複加点は行わない。 （1）茨城県との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に10点 （2）茨城県以外の自治体等（国、県内市町村及び特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人））との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に5点</p> <p>2 実際に茨城県との防災協定に基づき防災活動を行った者に対して、1回の活動につき5点を加える。</p> <p>注）2において、算出した数値が10点を超える場合には10点とする。</p>
<p>常勤雇用・若年者雇用</p> <p>令和2年11月1日現在で平成30年11月1日現在と比較して常勤の職員が増加した状況</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 令和2年11月1日現在で平成30年11月1日現在と比較して増加した常勤の職員の人数×5点</p> <p>2 増加した職員が雇用した日現在で35歳未満である場合は、1にその人数×5点を加算する。さらに、インターンシップの受入、就職説明会等、若年者の入職を促す取組を行っている者については、その人数×5点を加算する。</p> <p>注1）算出した数値が40点を超える場合には40点とする。</p> <p>注2）平成30年11月1日現在では健康保険及び厚生年金保険に加入しておらず、令和2年11月1日現在で加入している場合については、令和元年11月1日現在と令和2年11月1日現在を比較することができる。</p> <p>注3）常勤性の確認は、原則として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により行う。当該確認書類により常勤性が確認できない場合は、常勤の職員と認めない。</p>

項 目	数 値
<p>ワーク・ライフ・バランス（週休2日等）</p> <p>申請日時点における茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「働き方改革優良（推進）企業」の認定（認定証を受領）及びその内容並びに「仕事と生活の調和推進計画」の届出（受理通知書を受領）及びその内容</p>	<p>以下の1～3の和</p> <p>1 「働き方改革優良（推進）企業」の認定を受けている者又は「仕事と生活の調和推進計画」の届出をしている者に対して2点 （重複加点は行わない。以下同じ。）</p> <p>2 「働き方改革優良企業」の認定を受けている場合又は1の「仕事と生活の調和推進計画」に基づきノー残業デー実施等による長時間労働の是正、休日増加、育児・介護休業（休暇を含む。）の取得などの取組実績がある場合に5点</p> <p>3 2の内容が、週休2日又は4週8休による労働環境改善の場合は、さらに5点。ただし、「働き方改革優良企業」の申請書類において確認できる者、又は「仕事と生活の調和推進計画」の実施報告書において成果が確認できる者に限る。</p>
<p>女性活躍</p> <p>令和2年11月1日現在における常勤の職員に占める女性の割合又は女性職員数 また、申請日現在における茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録状況</p>	<p>以下の1～3の和</p> <p>1 令和2年11月1日現在における常勤の職員に占める女性の割合が25%以上の場合又は常勤の女性職員数が5人以上の場合（健康保険及び厚生年金保険に加入している者に限る。）に3点</p> <p>2 申請日現在において、労働政策課が実施する「いばらき女性活躍推進会議」に会員登録（会員登録通知を受領）している企業に2点</p> <p>3 申請日現在において、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を労働局に届出をした者に5点</p> <p>注1）割合は小数点以下切り捨てとする。 注2）常勤の職員には役員、個人事業主及び支配人を含まない。 注3）役員とは、業務を執行する社員（持分会社の業務を執行する社員をいう。）、取締役（株式会社の取締役をいう。）、執行役（委員会設置会社の執行役をいう。）、これらに準じる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。）をいい、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長は含まれない。 注4）支配人とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人</p>

項 目	数 値
	<p>をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。</p> <p>注5) 常勤性の確認は、原則として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により行う。当該確認書類により常勤性が確認できない場合は、常勤の職員と認めない。</p>
<p>新たな技術の導入（ICT施工）</p> <p>平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に竣工した、国、県、市町村又は特殊法人が発注したICT活用工事を元請として施工した実績</p>	<p>ICT活用工事を元請として施工した実績を有する者に10点</p> <p>注1) 対象とするICT活用工事は、発注者が定める要項等に基づき、「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」のいずれかのICT施工技術を活用して行った工事とし、その実施について設計図書に明示されている者に限る。</p> <p>注2) 県外を施工場所とする施工実績も対象とする。</p> <p>注3) JVによる施工実績は、代表構成員、構成員に関わらず、共同施工の場合に限り対象とする。</p>
<p>企業立地</p> <p>1 平成30年6月8日以降申請日現在において、国内外の新たな成長分野（AI、IoT、ロボット、次世代自動車等）の本社機能・研究所等の移転に関する情報を茨城県に提供し、茨城県本社機能移転強化促進に係る企業紹介制度実施要項第6条の規定に基づく「移転成立通知」がなされた状況</p> <p>2 平成26年4月1日から申請日現在までの間に、立地に関する情報を茨城県に提供し、茨城県立地希望企業紹介制度実施要項第6条の規定に基づく「契約成立通知」がなされた状況又は県が分譲する事業用地を購入し本社等を建設した状況</p>	<p>以下の1及び2の和</p> <p>1 該当する者に対して、件数に関わらず10点 平成30年6月8日以降申請日現在において、国内外の新たな成長分野（AI、IoT、ロボット、次世代自動車）の本社機能・研究所等の移転に関する情報を茨城県に提供し、茨城県本社機能移転強化促進に係る企業紹介制度実施要項第6条の規定に基づき、「移転成立通知」がなされた場合</p> <p>2 該当する者かつ以下の条件を全て満たす者に対して、件数に関わらず5点。 (1) 平成26年4月1日から申請日現在までの間に、茨城県知事からの「契約成立通知書」がなされていること又は茨城県の事業用地を購入して茨城県との土地の売買契約がなされており、かつ自社の本社等を建設して土地の登記及び建物の登記がなされていること。 (2) 茨城県及び茨城県開発公社が事業主体となっている造成地であること。 (3) 1及び2の土地の面積は3,000平方メートル以上であること。</p>

項 目	数 値
<p data-bbox="264 311 384 338">障害者雇用</p> <p data-bbox="240 387 703 562">令和2年6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条に掲げる障害者を常用労働者として雇用している人数</p>	<p data-bbox="730 311 1246 338">以下の1及び2により算出する数値の和 又は3</p> <ol data-bbox="730 387 1382 972" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="730 387 1382 600">1 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のある者（常用労働者の数が45.5人以上である場合）については、次式により算出する数値 $\text{障害者の雇用人数のうち障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える人数} \times 5 \text{点}$ <li data-bbox="730 645 1382 824">2 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のない者（常用労働者の数が45.5人未満である場合）については、次式により算出する数値 $\text{障害者の雇用人数} \times 5 \text{点}$ <li data-bbox="730 869 1382 972">3 申請日現在で茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「茨城県障害者雇用優良企業認定制度」の認定を受けた者 10点 <p data-bbox="730 1016 1382 1084">注1）算出した数値の合計が10点を超える場合には10点とする。</p> <p data-bbox="730 1093 1382 1196">注2）1の障害者の雇用人数は、障害者雇用促進法第43条第3項から第5項及び第8項に基づき算定された数とする。</p>
<p data-bbox="264 1243 360 1270">環境配慮</p> <p data-bbox="240 1319 703 1641">申請日現在における（一財）持続性推進機構が認証・登録を行うエコアクション21認証・登録状況、（一社）エコステージ協会が認証・登録を行うエコステージ、特定非営利活動法人 KES 環境機構が認証・登録を行う KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、茨城県の行う茨城エコ事業所登録制度のいずれかの認証・登録の状況</p>	<p data-bbox="730 1243 1382 1310">いずれかを取得または認証・登録している者に対して5点。重複加点は行わない。</p>